

仕 様 書

1. 件名

自動超音波検査ロボットの開発に係る受容度調査

2. 研究の概要

国立研究開発法人産業技術総合研究所(以下、「産総研」という。)健康医工学研究部門では、検査の術者依存性が高く、作業負担の大きい超音波検査を対象としたロボット技術を援用した自動化システムの開発を進めている。現在、AMED 橋渡し研究プログラム補助事業の支援のもと、「頸部超音波検査の自動化に関する研究」に取り組んでいる。

3. 調査の目的

本調査は、ロボットによる検査の自動化という前例のない医療機器の社会実装において、メーカー・ベンダーが本機器を開発・製造・販売することへの受容度を調査し、作り手側の課題を明らかにすることを目的としている。

4. 調査項目

- (1)開発・製造・販売に対する受容度のヒアリング:産総研において研究を進めている自動超音波検査ロボットの情報をベースに、メーカー・ベンダーに対して、開発・製造・販売することへの意欲・懸念点をヒアリングにより抽出すること。超音波画像診断装置または周辺機器を取り扱う企業及びロボットを取り扱う企業を合計 5 社以上、ヒアリング調査対象とすること。

5. 調査方法

- (1)医療機器・ロボットを開発・製造・販売する企業へのヒアリング調査

6. 支給品

・調査対象となる自動超音波検査ロボットに関する資料

7. 特記事項

- (1)本調査のスケジュール管理及び進捗管理を主体的に行うこと。
- (2)適宜、調達請求者と調査の進捗報告を Web ミーティングで行うとともに、検討内容に関する意見交換を行って、その結果を調査に反映すること。

8. 受注者に必要な要件等

受注者は、次の各号について実績を有していること。

- (1) ライフサイエンス分野は日進月歩であり、幅広い知識と深い専門性が必要なため、受注者内に医療機器、ライフサイエンス、製薬企業等の大手の事業会社の出身者がプロジェクトに関与していること。また受注者内にライフサイエンスに係る Ph. D を有する者が 1 名以上在籍し、適時連携体制を取れること。
- (2) 今回の調査は医療に密接にかかわるため、現場を知っていることが非常に重要である。そのため、受注者内に医師がいるか、若しくは大学病院等との密な連携体制を持っているなど、医療技術を評価できる体制にあること。
- (3) 調査のクオリティを担保するために本分野での調査を統括した経験が非常に重要である。そのため、3 年以内にライフサイエンスにおける官公庁及び民間の委託案件に関して、10 件以上の委託を受けているメンバーが主担当として統括していること
- (4) 本調査は、ベンチャーから中小、大企業まで様々なステークホルダーが存在するため、それぞれの内情や知見があることを重要視する。そのため、ライフサイエンス分野においてベンチャー企業、中堅規模の企業、大企業の支援の経験が 10 件以上あること。

9. 納入物品

- (1) 調査・分析結果報告書(紙媒体または電子媒体) 1部
 - * 日本語で記載すること。
 - * 電子媒体は、産総研が指定したファイル共有システムを使用し提出する事。パスワード等による暗号化は行わないこと。

10. 納入の完了

調査完了の後、「9. 納入物品」に記載された納入物品が過不足なく納入され、仕様書を満たしていることを確認して、納入の完了とする。なお、納入に先立ち、事前に産総研担当者の確認を受けたうえで、納入物品が仕様書を満たしていない場合には、産総研担当者の指示に従い修正し納入すること。

11. 納入期限及び納入場所

納入期限: 2026 年 1 月 30 日

納入場所: 〒305-8564 茨城県つくば市並木 1-2-1

国立研究開発法人産業技術総合研究所

つくばセンター中央事業所東地区 5A 棟 2203 室

12. 成果の取扱い

- (1) 産総研は、受注者が本調査を遂行するうえで得られた技術上の成果のうち産総研が指示するもの(以下「成果」という。)についての利用及び処分に関する権利を専有するものとする。
- (2) 受注者は、本調査において作成した著作物についての著作権を産総研に無償で譲

渡するものとし、著作権人格権を行使しないものとする。

- (3) 受注者は、契約期間終了後、直ちに著作権財産権譲渡証書及び著作権人格権不行使証書を産総研に提出するものとする。
- (4) 受注者は、産総研に対し、納品した成果品が第三者の知的財産権を侵害しないことを保証するものとする。なお、納品した成果品について、第三者の権利侵害の問題が生じ、その結果、産総研又は第三者に費用や損害が生じた場合は、受注者は、その責任と負担においてこれを処理するものとする。

13. 付帯事項

- (1) 本仕様書の技術的内容および知り得た情報については、守秘義務を負うものとする。
- (2) 受注者は、調達請求者の求めにより、調査の進捗状況及び調査内容について報告しなければならない。
- (3) 本仕様書の技術的内容に関する質問等については、調達請求者と協議すること。また、本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、調達担当者と協議のうえ決定する。

以上

著 作 者 財 産 権 譲 渡 証 書

国立研究開発法人産業技術総合研究所 殿

請 負 者
住 所
会 社 名
代表者氏名

印

作業請負契約 (〇〇〇〇年〇〇月〇〇日 契約)
件 名

上記契約により作成した成果品の所有権及び著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）は、国立研究開発法人産業技術総合研究所に譲渡したことに相違ありません。ただし、**上記契約締結前**に自己所有していた権利は除くものとします。

著作者人格権不行使証書

国立研究開発法人産業技術総合研究所 殿

請 負 者
住 所
会 社 名
代表者氏名

印

作業請負契約 (〇〇〇〇年〇〇月〇〇日 契約)
件 名

上記契約により作成した成果品の著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む)
に関わる著作者人格権を行使しないことを約束します。なお、著作者人格権を行使しようとする
場合は、国立研究開発法人産業技術総合研究所の承認を得るものとします。